

11月26日に開かれた衆議院憲法審査会。自民党と公明党、維新の会は、国民投票法改定案の採決と、憲法改正案の議論を求める主張を行いました。CM規制や最低投票率の規定がないなどの国民投票法の欠陥を放置したままでの採決など論外です。いま必要なのは、学問の自由を侵す学術会議への人事介入や安倍前首相による「桜を見る会」での虚偽答弁などの問題を徹底究明することです。同時に、「第3波」と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大のもとで、国民のいのちと暮らし、中小工商业者や農漁民等の営業と生業を守ることが求められます。



菅首相による
「戦争する国づくり」
は許さない

憲法「改正」ではなく、 いのちと暮らしを守れ

学術会議への軍事研究の押し付け許すな

菅首相は、日本学術会議会員の任命拒否の理由も示さず、撤回もしないもとで、学術会議に対して軍事研究につながる「安全保障技術研究」の検討を押し付けようとしています。学術会議は1949年、科学者が戦争に動員された戦前の反省の上になって、「学問の自由」を確保し、人類の平和のために努力することを宣言して発足。「軍事目的のための研究は行わない」との立場を明確にしています。菅首相の対応は、学術会議法に明記された独立性を乱暴に踏みこむものであり、学問の自由や国民の思想・信条の自由を侵害するものです。「学術会議の任命拒否は撤回せよ」「学術会議に軍事研究を押しつけるな」の声を上げましょう。

軍事費削ってコロナ対策費にまわせ

「敵国にやられる前にやっつしまえ」とミサイル基地等を攻撃・破壊してしまう敵基地攻撃は、憲法違反、国際法違反の先制攻撃です。判断を間違えれば、全面戦争となります。国民のいのちを脅かす敵基地攻撃能力の保有を許してはなりません。

来年度の概算要求の軍事費は5兆4800億円と史上最高です。これに、洋上でのミサイル防衛や敵基地攻撃能力を加えれば軍事費は青天井です。いま必要なのは、「第3波」のコロナ禍のもと、PCR検査の抜本拡充、医療や保健所の体制確保であり、財政支援が不可欠です。年末を迎えるなか、飲食業者等への自粛要請にも補償が必要です。「軍事費削ってコロナ対策にまわせ」の声を上げましょう。

菅政権

学術会議の任命拒否

気に入らないと排除

首相による会員の6人任命拒否は、憲法上も学術会議法上も許されません。6人は「安保法制」や「共謀罪」などに意見をしてきた人たちです。「気に入らない学者は法を破っても排除するのか」と批判が高まっています。

「軍事研究を容認せよ」と圧力

井上科学技術担当相は、学術会議に「軍民共用」の研究を容認せよと迫っています。戦前のように、学術研究を戦争に加担させようというのでしょうか。



学術会議とは

「わが国の科学者の内外に対する代表機関」です。憲法23条の「学問の自由」に立脚し、政権の意向に左右されず「独立して」職務を行うことが定められています。これまでも「原子力利用の3原則」「軍事研究に反対」など、多数の答申、提言を出してきました。

自由にモノが言えない社会にしていいのでしょうか

「意に沿わないものは理由も言わずに切る」——。こんなことがまかり通ったら、社会は独裁と暗黒の支配になります。

戦前、滝川事件、天皇機関説事件など、学問への弾圧が行われ、「もの言えない社会」が作られ、国全体が戦争に突き進みました。「いつか来た道」に後戻りをさせてはなりません。

「学問の自由」はいのち・くらしを守るためにも

世界のコロナ対策を見ても、科学に立脚してこそ感染を抑えることができます。そして、学問や科学の発展のためには、何よりも自由、自主性、独立性が大事です。「学問の自由」は、私たちのいのちやくらし、社会全体の利益に結び付いているのです。

滝川事件（1933年）
滝川幸辰京大教授の刑法学説が「共産主義的」と攻撃され、大学を追放されました。

天皇機関説事件（1935年）
憲法学者で貴族院議員の美濃部達吉氏による、天皇は国の機関であるとの学説が「不敬」と攻撃され、著書は発禁処分、貴族院も追われました。

力を合わせ任命拒否を撤回させよう

署名にご協力を

1. 日本学術会議が推薦した会員候補者を任命しなかった理由を明らかにしてください。
2. 任命拒否を撤回し、会員候補者6人をすみやかに任命してください。